

令和 6 年 4 月 1 日

各 所 属 所 長 様

埼 玉 県 教 育 委 員 会 教 育 長
公 立 学 校 共 済 組 合 埼 玉 支 部 長
一 般 財 団 法 人 埼 玉 県 教 職 員 互 助 会 理 事 長

令和 6 年度厚生事業計画について（通知）

県教育委員会、公立学校共済組合埼玉支部及び一般財団法人埼玉県教職員互助会が実施する令和 6 年度の厚生事業につきましては、別紙「令和 6 年度厚生事業計画一覧表」のとおりですので、貴所属所職員に周知願います。なお、前年度との主な変更点は下記のとおりです。

記

令和 5 年度からの主な変更点

○保養施設利用補助（厚生事業計画一覧 No. 12 ）

補助対象の基準について

【変更前】宿泊費について 3,000 円の補助

【変更後】宿泊費（1 人 1 泊 6,000 円以上（税抜き））について 3,000 円の補助

○ホテルブリランテ武蔵野食事等利用補助（厚生事業計画一覧 No. 13 ）

補助対象の基準について

【変更前】1 人 1 回につき料理代金の半額を補助（上限 2,000 円）

【変更後】1 人 1 回につき料理代金の半額（税抜き）を補助（上限 2,000 円）

○ホテルブリランテ武蔵野婚礼利用補助（厚生事業計画一覧 No. 14 ）

補助対象の基準について

【変更前】利用料金の 20%（20 万円を限度）を補助する

【変更後】利用料金（税抜き）の 20%（20 万円を限度）を補助する

○インフルエンザ予防接種補助（厚生事業計画一覧 No. 24、25 ）

実施予定時期について

【変更前】10 月～2 月

【変更後】9 月～2 月

○健康相談事業（厚生事業計画一覧 No.35 ）

相談方法の種類について

【変更前】電話・面談によるメンタルヘルス相談

【変更後】LINE・電話・面談によるメンタルヘルス相談

担当：福利課厚生担当

電話：048(830)6703

令和6年度 厚生事業計画一覧

NO.	事業名	主催	事業の概要	対象者	実施予定時期	担当窓口
1	特定健康診査	県教委 共済組合	組合員、任意継続組合員及び被扶養者に特定健康診査を実施する。 (なお、組合員は定期健康診断または人間ドックの受診で実施する。)	年度中に40歳～75歳未満の組合員・任意継続組合員及びその被扶養者	年 間	厚生担当
2	特定保健指導		特定健康診査の結果から生活習慣を改善する必要がある者に対し、特定保健指導を実施する。	動機づけ支援及び積極的支援に該当した者	年 間	厚生担当
3	人間ドック・脳ドック	県教委 共済組合 互助会	1泊2日コース、1日コース、脳ドックのいずれか一つを実施し、健診料の一部を補助する。 ・人間ドック(共済組合)23,000円補助 ・脳ドック(互助会)23,000円補助 ※満59歳の者及びへき地勤務の組合員・会員は、補助を14,000円を上限に上乘せする。	組合員(会員) 希望者全員毎年受診できる。	7月～ 12月	厚生担当
4	特定年齢優待ドック		令和6年4月1日現在満40歳、45歳、50歳及び55歳の組合員(会員)の者に人間ドック1日コースを無料で実施する。	組合員(会員) (特定年齢)		厚生担当
5	女性がん検診		乳がん・子宮がん検診を実施し、健診料の一部を補助する。(3,500円上限) ※満59歳の者及びへき地勤務の組合員・会員は無料で実施する。	組合員(会員)		厚生担当
6	女性がん検診特定年齢優待		令和6年4月1日現在満40歳、45歳、50歳及び55歳の者に女性がん検診を無料で実施する。	組合員(会員) (特定年齢)		厚生担当
7	配偶者ドック	共済組合 互助会	被扶養配偶者を対象に1泊2日コース、1日コース、脳ドックのいずれか一つを実施し、健診料の一部を補助する。 ・共済組合16,000円補助	組合員(会員)の被扶養者である配偶者		厚生担当
8	歯科健康診査	共済組合 互助会	組合員が歯科健康診査を受診した場合、年度内に1回その費用の全額を補助する。	組合員(会員)	7月～ 12月	厚生担当
9	データヘルス事業	共済組合	生活習慣病予防のため、健診データ等を基にした健康づくり事業を実施する。 ・糖尿病予防プログラム ・健康ポイントプログラム ・埼玉県が実施する「コバトンALK00マイレージ」事業に参加	組合員	7月～ 通年	厚生担当
10	教職員メンタルヘルス相談		ストレスを含む心の様々な悩みを持つ組合員について、本人のほか家族からの本人に関する面接を専門医等が行う。	組合員とその家族	年 間	厚生担当
11	教職員メンタルヘルス チェック(からだところの体温計)		携帯電話やパソコンを利用し、気軽に、手軽にストレスチェック等を行う。	組合員とその家族		厚生担当
12	保養施設利用補助		当支部で指定した保養所・宿泊所の利用者に対してその宿泊費(1人1泊6,000円以上(税抜き))について3,000円を補助する。(年度内利用上限12泊)	組合員・任意継続組合員及び被扶養者		厚生担当

NO.	事業名	主催	事業の概要	対象者	実施予定時期	担当窓口
13	ホテルブリランテ武蔵野 食事等利用補助	共済組合	ホテルブリランテ武蔵野（レストランを含む）を利用して、1人1回につき料理代金（税抜き）の半額を補助（上限2,000円）（年度内利用上限12回） また、ホテル主催の補助対象企画事業の参加者に対してその費用の一部を補助する。	組合員・ 任意継続組合員 及び被扶養者	年 間	厚生担当
14	ホテルブリランテ武蔵野 婚礼利用補助		組合員及び2親等内の親族が、ホテルブリランテ武蔵野で結納・顔合わせ会及び挙式・披露宴を行ったとき、利用料金（税抜き）の20%（20万円を限度）を補助する。	組合員・ 任意継続組合員 及び被扶養者		厚生担当
15	マイ リフレッシュ	県教委 共済組合 互助会	埼玉県内の美しい自然や文化施設等を訪れ、心身のリフレッシュや健康の維持増進と元気回復を図るため、施設の利用料等を補助する。	組合員(会員)・ 再任用短時間 勤務職員	5月～ 3月	厚生担当
16	ライフプランセミナー		全世代の教職員向けに生涯生活設計に必要な知識や情報の提供、また退職準備に関する資料提供を行う。「経済生活コース」と「健康づくりコース」のみ期間限定による開催。	組合員(会員)	年間 ※期間限定開催 8月,1月	貸付・ライフ プラン担当
17	ライフプランセミナー (健康づくりコース)		ライフプランの一環として健康づくりに関する動画配信を実施する。			厚生担当
18	ライフプランセミナー (再任用者向け)		フルタイム再任用期間の満了を迎える教職員向けに、年金及び医療保険制度について、制度内容と事務手続きに関する資料提供を行う。	組合員(会員)	年間	貸付・ライフ プラン担当
19	コミュニケーションカレッジ	共済組合	組合員を対象に、相互交流を目的にイベント等を実施する。 ・婚活支援イベント ・職員間交流イベント ・埼玉県が実施する結婚支援センター「恋たま」への参加	組合員	7月～ 12月	厚生担当
20	保育補助 (すくすくギフト)		育児関連用品を補助する。	出産した組合員 及び被扶養者が 出産した組合員	年 間	厚生担当
21	あんま・マッサージ 等施術費補助	共済組合 互助会	指定施術院であんま、マッサージ等の施術を受ける場合、費用の一部を補助する。 (割引施術券1枚1,000円を2枚交付)	組合員(会員)と その被扶養者		厚生担当
22	割引パッケージサービス ・ベネフィット・ステーション ・レジャー施設等割引協定		・ベネフィット・ステーションとの会員利用契約により、パソコン、スマートフォンを利用して、旅行・レジャー・暮らしに役立つサービスを提供する。 (ディズニールゾート等入園時に割引利用できるチケットの配布をベネフィット・ステーションで実施) ・レクリエーション施設、コンサート、観劇、百貨店等と割引協定を結び、広報誌やホームページ等で案内する。	組合員(会員)		厚生担当
23	ヘルスアップ支援事業	互助会	前年度に医療給付を受けていない会員を対象に、スポーツジム等の施設を利用、又は健康用品を購入し、5,000円以上の費用がかかった場合に年度内1回3,000円を補助する。	会員	4月～ 2月	貸付・ライフ プラン担当
24	インフルエンザ予防接種補助	共済組合	組合員・会員がインフルエンザ予防接種を受け3,000円以上の費用がかかった場合に1,000円を補助する	組合員 (会員)	9月～ 2月	貸付・ライフ プラン担当
25		互助会	会員の被扶養者である中学生3年生までの子がインフルエンザ予防接種を受け3,000円以上の費用がかかった場合に、2,000円を補助する。	会員の被扶養者		

N0.	事業名	主催	事業の概要	対象者	実施予定 時期	担当窓口
26	レクリエーション補助	互助会	会員が文化・スポーツ・レジャー・宿泊施設・講座受講料等で5,000円以上の費用を支払った場合、請求に基づき年度内1人1回3,000円を補助する。	会員	4月～ 2月	貸付・ライフ プラン担当
27	子育て応援金		会員の被扶養者である子の小学校入学前年度に会員本人に対し応援金を子1人あたり5,000円給付する。	会員	年間	互助福祉 担当
28	ライフプラン休暇支援給付金		ライフプラン休暇を取得した場合に、当該年度内に1回5,000円の給付金を交付する。	当該年度中に 満54歳に達する 会員		厚生担当
29	子ども預かりサービス利用補助	共済組合	組合員の子にベビーシッター、一時預かりの保育施設等のサービスを利用した場合、その費用の一部を補助する。（子1人につき年度内20日まで）	組合員	4月～ 2月	厚生担当
30	家事支援サービス利用補助	互助会	会員が家事の支援を目的とするサービスを利用した場合、その費用の一部を補助する。（年度内14日まで）	会員	年間	
31	福利厚生等相談	共済組合	年金等の福利厚生サービスに関する個別相談業務を行う。	組合員・退職者と その家族	年 間	年金担当
32	宿泊施設特別利用者証発行		退職者に共済組合の施設の特別利用者証を発行する。	退職者		
33	メンタルヘルス研修会	県教委 共済組合	教職員が安心して働けるための職場づくりの推進を図るための研修会を行う。	組合員	7・8月	健康 づくり・ メンタルヘルス 担当
34	こころの健康講座	県教委 共済組合 互助会	教職員の心の健康の保持増進を図るための講座を開催する。	組合員(会員)	7・8月	健康 づくり・ メンタルヘルス 担当
35	健康相談事業	共済組合 本部	・教職員健康相談24 保健師等の専門家が24時間フリーダイヤルで健康相談等に応じる。 ・LINE・電話・面談によるメンタルヘルス相談 心理カウンセラー、臨床心理士がカウンセリングを行う。 ・介護電話相談、女性医師電話相談、We b相談(こころの相談)等を行う。	組合員・被扶養者	年 間	厚生担当
36	心のセルフチェックシステム		組合員を対象にパソコンを使い質問に回答することで、自分自身のストレス状況を無料でチェックすることができる。 労働安全衛生法で定める「ストレスチェック制度」に対応した検査を実施(共済組合と契約した教育委員会等の組合員のみ利用)	組合員		厚生担当